

福知山市の地域づくりに関する人材育成について



福知山市自治基本条例の実現へ

市民自らの中からわき出る力を集め、市民と市が対等の立場で協働し、個性豊かで多様性にあふれる福知山市を創造する
(前文より抜粋)

(市民の役割: 第5条)

「市民は、自治の主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努める」
「市民は、公共の福祉の増進に努める」

(職員の役割と及び責務: 第10条)

「職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、市民と連携して、まちづくりに努める」

協働

人材育成の実施 : どのような方法で地域づくりの人材を育てるのか？

総合戦略

「ふるさとづくりの推進」

(1) 地域コミュニティ活動を活性化する

- ・ 市民の「自分たちの地域のことは、自ら考え、行動し、守る」というコミュニティ意識の醸成による主体的な住民活動の促進

(2) 市民主体のまちづくり活動を支援する

- ・ 地域公共人材育成の推進

異なるセクター間の文化的・機能的な壁を越えて、協働型社会(マルチパートナーシップ)における地域の公共的活動や政策形成を主導したり、コーディネートできる人材

人材育成基本方針

「市民とともに課題と向き合い解決する職員」

(1) 自己啓発の推進

(2) 職場研修の推進

(3) 職場外研修の推進

- ・ 外部研修期間等の活用
- ・ 実務派遣研修

